

福岡医発第2075号(医)
平成15年 2月21日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原 敬次郎



日医医賠責特約保険の中途加入の随時受付の実施について

特約保険の加入時期については、毎年1回(7月1日)とし、病院が一般医賠責保
健から本保険に切り替える場合にのみ中途加入を認めることとする運用が行なわれ
てきましたが、特約保険の加入率の向上と会員の利便のため、下記の通り毎月の随時
中途加入の受付を実施することになった旨別紙のとおり日本医師会より通知があり
ましたので、お知らせいたします。

記

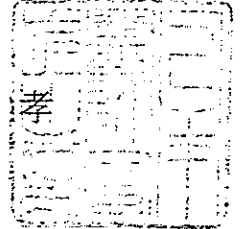
1. 実施時期は、平成15年7月1日以降とします。
2. 中途加入年度の保険期間は、中途加入月の1日から翌7月1日までとします。
3. 事務処理については、別紙の通りとし、中途加入依頼書の日医の受付締切日は、
加入月の2ヵ月前の月末日とします。
4. 変更に伴う事務処理の説明は、3月5日開催の「各医師会医事紛争担当理事者会」
において実施する予定です。

日医発第 1061 号(法責 414)

平成 15 年 2 月 14 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 坪井 栄孝



日医医賠責特約保険の中途加入の随時受付の実施について

平素より本会会務につきましては、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。また、日医医賠責特約保険の運営に関し、会員へのご指導ならびにご案内等について、日頃から多大なご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

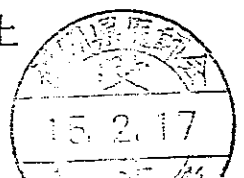
特約保険の加入時期については、毎年 1 回（7 月 1 日）とし、病院が一般医賠責保険から本保険に切り替える場合にのみ中途加入を認めることとする運用を行ってきましたが、特約保険の加入率の向上と会員の利便のため、下記の通り毎月の随時中途加入の受付を実施することに変更いたします。

会務ご多端のところ誠に恐縮に存じますが、特約保険の運営につきましては、今後とも、貴職をはじめ貴会関係者の特段のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 実施時期は、平成 15 年 7 月 1 日以降とします。
2. 中途加入年度の保険期間は、中途加入月の 1 日から翌 7 月 1 日までとします。
3. 事務処理については別紙の通りとし、中途加入依頼書の日医の受付締切日は、加入月の 2 ヶ月前の月末日とします。
4. 変更に伴う事務処理の説明は、来る 2 月 27 日開催の「都道府県医師会医事紛争担当理事連絡協議会」において実施いたします。

以 上



日医医賠責特約保険の中途加入の随時受付の実施について

日医医賠責特約保険の加入時期については、毎年1回(7月1日)とし、病院が一般医賠責保険から本保険に切り替える場合にのみ中途加入を認めることとする運用を行ってきましたが、会員の利便向上のため、**毎月の随時中途加入の受付を実施**することに変更します。変更に伴う事務処理の実施要領は以下の通りです。

実施要領

- (1) 実施時期 : 平成15年7月1日以降
- (2) 中途加入年度の保険期間 : 中途加入月の1日から翌7月1日まで
- (3) 掛金および都道府県医師会に支払う制度運営に関わる経費 :
年間の掛金を加入期間に対する月割により計算し徴収する。掛金および都道府県医師会に支払う制度運営経費の月割額は資料1を参照。
- (4) 事務処理日程 : 資料2を参照。
- (5) 各種帳票
 - ① 「加入依頼書」
現在使用している汎用の「依頼書(一枚目が緑色のもの)」を使用します。
 - ② 「掛金集金資料」
既加入者の中途脱退・変更との混在を避けるため、中途加入分と中途脱退・変更分を分けて2種類作成します。
「掛金集金資料A」: 中途加入分(7月については、新規・継続加入)
「掛金集金資料B」: 中途脱退・変更専用
 - ③ 「被保険者明細表」
従来通り、定期加入終了時(7月下旬)と、満期前の「自動継続案内はがき」作成時(3月下旬)に作成します。定期加入以外の中途加入・変更・脱退分については、「被保険者明細表」に個々の依頼書を添付のうえ、管理する必要があります。
 - ④ 「被保険者証」
中途加入月の下旬に記名会員あてに送付します。
 - ⑤ 「自動継続案内はがき」
「加入依頼書」が2月末までに日医に到着したものについては、既

加入者分と一緒に作成し、4月に加入者宛に郵送します。それ以降の中途加入者については、各都道府県医師会に自動継続の可否を個別に照会します。

中途加入期間別掛金一覧表

中途加入期間	診療所	A2会員 1名につき	病院（一般病床※） ※療養病床を含む。				控除額
			当該病院の常勤A2会員数				
			在籍なし	1～2名	3名以上		
			1 病床につき（許可病床数）				
（年間掛金）	23,000	23,000	16,000	15,200	14,400	40,000	
11 力月	21,080	21,080	14,670	13,930	13,200	36,670	
10 力月	19,170	19,170	13,330	12,670	12,000	33,330	
9 力月	17,250	17,250	12,000	11,400	10,800	30,000	
8 力月	15,330	15,330	10,670	10,130	9,600	26,670	
7 力月	13,420	13,420	9,330	8,870	8,400	23,330	
6 力月	11,500	11,500	8,000	7,600	7,200	20,000	
5 力月	9,580	9,580	6,670	6,330	6,000	16,670	
4 力月	7,670	7,670	5,330	5,070	4,800	13,330	
3 力月	5,750	5,750	4,000	3,800	3,600	10,000	
2 力月	3,830	3,830	2,670	2,530	2,400	6,670	
1 力月	1,920	1,920	1,330	1,270	1,200	3,330	

単位：円

中途加入期間別
都道府県医師会に支払う制度運営に関わる経費一覧表

中途加入期間	診療所	A2会員	病院
		1名につき	年間経費1万円につき
（年間経費）	1,500	1,500	10,000
11 ヵ月	1,380	1,380	9,170
10 ヵ月	1,250	1,250	8,330
9 ヵ月	1,130	1,130	7,500
8 ヵ月	1,000	1,000	6,670
7 ヵ月	880	880	5,830
6 ヵ月	750	750	5,000
5 ヵ月	630	630	4,170
4 ヵ月	500	500	3,330
3 ヵ月	380	380	2,500
2 ヵ月	250	250	1,670
1 ヵ月	130	130	830

単位：円

特約保険中途加入手続きスケジュール (N月1日加入の場合)

< 日 程 >

都道府県医師会

日本医師会

・ 中途加入手続

- ・ 中途加入依頼書受付締切
- ・ 第一次加入依頼書の不備訂正
- ・ 加入依頼書を取りまとめ、(N-2)月の末日までに日医へ送付

加入依頼書の不備に関し、日医からの照会に対する回答は (N-1)月の末日までに (第二次不備訂正)

*

(N-2)月の15日

(N-2)月の末日

(N-1)月の末日

N月1日

— 保 険 開 始 —

N月下旬

- ・ 「掛金集金資料」を都道府県医師会へ送付
- ・ 「被保険者証」を加入者へ送付

注：「被保険者明細表」は、定期加入終了時（7月下旬）と満期前の「自動継続案内はがき」作成時（3月下旬）に作成します。

N月の末日

- ・ 「掛金集金資料」に基づく掛金の集金
- ・ 集金した掛金を(N+2)月の末日までに日医へ送金

・ 都道府県医師会から、日医あて、掛金の送金の期限

(N+2)月の末日

(N+3)月の中旬

料の支払い

- ・ 集金不能者あて解除通知送付
- ・ 保険会社へ、保険

・ 都道府県医師会へ制度運営に関わる経費を送金

- ・ 日本医師会より制度運営に関わる経費が送金される。

(N+3)月の末日

7月1日

— 次年度 保 険 開 始 —